

市・県民税の申告について

問合せ／課税課市民税グループ (☎47-8179)

市・県民税の申告は郵送や電子申請で

市・県民税の申告は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、できる限り郵送による提出をお願いします。

申告書は、「申告の手引き」や前年の控え、市HPの「税額シミュレーションシステム(令和4年度版は1月下旬頃更新予定)」を参考に、ご自身で作成し、提出してください。



また、令和4年度分からインターネット(電子申請)を利用して申告書の提出ができるようになります。

***郵送先**／大垣市役所課税課(〒503-8601 丸の内2-29)

***注意点**／(1)申告書に必要な事項を記入して署名する (2)次の①～③いずれかの写しを同封する ①個人番号カード(両面)、②通知カードと本人確認ができる資料、③個人番号が記載された住民票(写し)と本人確認ができる資料 (3)源泉徴収票や控除証明書などの資料をすべて同封する (4)資料の返却を希望する場合は、必要金額分の切手を貼り、送付先を記載した返信用封筒を同封する

市・県民税の申告受付会場を情報工房に開設

***とき**／2月16日(水)～3月15日(火)の**平日** 午前9時～午後4時

***ところ**／情報工房2階多目的研修室 ※昨年までの市民会館から**変更**。期間中、市役所には申告受付会場を設けません

***持ち物**／マイナンバーに係る本人確認書類、源泉徴収票(原本)、社会保険料・生命保険料・地震保険料控除などに必要な書類(保険料の控除証明書など)、医療費控除に必要な書類(医療費控除明細書、医療費通知)、申告者本人名義の振込口座番号が分かるもの、筆記具など

市・県民税の出張申告受付

とき(9:00~16:00)	ところ
2/2(水)・3(木)	上石津地域事務所2階 2-1会議室
2/4(金)	南部子育て支援センター 多目的ホール
2/7(月)・8(火)	西部研修センター 多目的ホール
2/10(木)	墨俣地域事務所1階 大会議室
3/3(木)・4(金)	中川地区センター1階 多目的ホール
3/10(木)・11(金)	青墓地区センター 多目的ホール

※確定申告も受付可。内容によっては受け付けできない場合があります
 ※例年、各会場の初日の午前に来場者が多い傾向にあります。混雑緩和のため、できる限り少人数で、午後の来場をお願いします

空き家の譲渡所得から3,000万円を特別控除

制度の概要

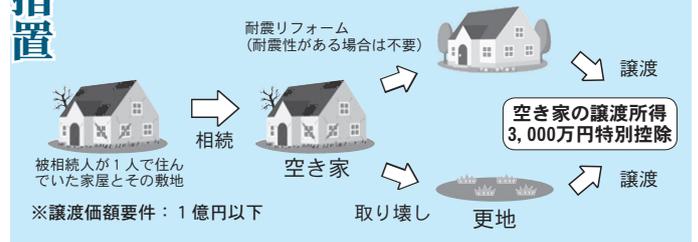
旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に建築)の家屋(空き家)を相続した場合に、相続発生から3年後の年末までに、耐震リフォームまたは取り壊した後の土地を譲渡した場合には、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円が特別控除されます(適用期間:平成28年4月1日～令和5年12月31日)。



譲渡所得税額の計算式

(譲渡価額-取得費*1-譲渡費用[除却費等]-特別控除3,000万円)×20%
 ※不明の場合、譲渡価額×5%

制度のイメージ



被相続人居住用家屋等確認書の発行手続き

特別控除を受けるためには、大垣税務署への申告手続きが必要です。税務署へ申告される際には、「被相続人居住用家屋等確認書」が必要となります。この確認書は、相続した家屋などの所在する自治体において発行することになっています。

適用要件や発行手続きについて詳しくは、市HPをご覧ください、住宅課(☎47-8184)へ。

空き家 発生抑制

審議会などの傍聴ができます

森林管理委員会		担当: 農林課 (☎47-8629)
2/1(火)	13:30~15:00	市役所4階 情報会議室
・森林整備計画の変更について ほか		
多文化共生推進会議		担当: まちづくり推進課 (☎47-8546)
2/2(水)	14:00~15:30	市役所4階 情報会議室
・多文化共生推進指針の改定について ほか		
文化財審議会		担当: 文化振興課 (☎47-8067)
2/4(金)	13:30~15:30	市役所6階 会議室6-3、6-4
・指定文化財に関する審議について ほか		

年間お知らせを郵送

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料

市は、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料を普通徴収で納めた人に、年間納付済額のお知らせを1月下旬にそれぞれ郵送します。

なお、確定申告などに必要な書類は、納付方法によって下表のとおり異なります。

納付方法	確定申告などに必要な書類	備考
年間を通じて普通徴収(窓口や口座振替で納付)	市が発行する納付済額のお知らせ	-
普通徴収と特別徴収の併用	市が発行する納付済額のお知らせと、日本年金機構や共済組合などが発行する年金の源泉徴収票	遺族年金・障害年金については源泉徴収票が発行されません。納付証明書が必要な人は、下記の各担当へ申請してください
年間を通じて特別徴収(年金天引きで納付)	日本年金機構や共済組合などが発行する年金の源泉徴収票	

問合せ 国民健康保険料: 国保医療課国民健康保険グループ (☎47-8132)

後期高齢者医療保険料: 国保医療課福祉医療・後期医療グループ (☎47-8140)

介護保険料: 介護保険課資格給付グループ (☎47-7406)

国民年金保険料

日本年金機構は、国民年金保険料の年間納付済額のお知らせを昨年11月に郵送しました。

ただし、昨年10月以降に初めて保険料を納めた人には2月上旬に郵送します。

国民年金保険料について詳しくは、大垣年金事務所(☎78-5166)へ。